

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成19年12月3日まで縦覧に供する。

平成19年10月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成19年10月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人香川県成年後見支援センター

久住 恭平

丸亀市今津町96番地2

3 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者（以下、「高齢者等」とする。）並びにその他支援を必要とする人々に対して、成年後見制度の普及及び人材育成、高齢者等の権利の擁護・財産管理等に関する事業を行い、高齢者等が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。